

○米沢市協働推進市民会議規則

平成21年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、米沢市協働推進条例（平成21年米沢市条例第1号）第6条第1項の規定に基づき設置する米沢市協働推進市民会議（以下「市民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（令2規則29・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第2条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令2規則29・旧第3条繰上・一部改正）

(会議)

第3条 委員長は、市民会議の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（令2規則29・旧第4条繰上・一部改正）

(委員の責務)

第4条 委員は、協働について自ら積極的に学習するとともに、市民の協働への理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

（令2規則29・旧第5条繰上）

(関係者の出席等)

第5条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見等を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

（令2規則29・旧第6条繰上）

(アドバイザー)

第6条 市長は、市民会議に協働に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、市長又は委員長の求めに応じ市民会議の運営に関し助言を行うものと

する。

(令 2 規則29・旧第 7 条繰上)

(公開)

第 7 条 会議は、公開を原則とする。ただし、委員長は、特に公開しないことが適当であると認められる事由がある場合には、市民会議に諮って、非公開とすることができる。

2 市民会議は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(令 2 規則29・旧第 8 条繰上)

(庶務)

第 8 条 市民会議の庶務は、企画調整部地域振興課において処理する。

(令 2 規則29・旧第 9 条繰上、令 3 規則 4・一部改正)

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(令 2 規則29・旧第10条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月25日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月23日規則第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。